

会津若松市脱炭素先行地域における脱炭素化推進補助金交付要綱

(令和6年6月1日 決裁)

(令和6年11月25日 決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、ゼロカーボンシティ会津若松の実現に向けた取組として、脱炭素先行地域内の脱炭素化を促進し、もって地球温暖化対策の推進を図るため、脱炭素化に資する事業を実施するものに対し、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日付け環政計発第2203301号。以下「国要綱」という。）に基づき予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関し、会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成4年会津若松市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 脱炭素先行地域 環境省により認定された本市の脱炭素先行地域づくり事業における、同事業の対象として選定された地域をいう。
- (2) 国実施要領 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環地域事発第2207012号）をいう。
- (3) LED照明 光源に発光ダイオード（Light Emitting Diode）を主光源として使用するよう設計した照明で、調光機能を有するものをいう。
- (4) 電力可視化システム 設置された物件の発電量、使用電力量等を常時測定、記録し、随時閲覧可能とするとともに、外部利用可能なデータとして出力又は送信できる機能を有する機器及びその運用システムをいう。
- (5) 大規模電力需要施設 年間電力使用量が100,000kWhを超える施設をいう。
- (6) オンサイトPPA 事業者が電力の需要家が有する建物又は当該建物の隣接地等に発電設備を設置し、当該発電設備の運用及び保守を行うことに対し、当該発電設備に係る電力の需要家が料金を支払うことを約する電力需給契約の形態をいう。
- (7) 会津エネルギーアライアンス 本市において、相互の連携と協力を促進し、相互の成長と競争力の向上を図るとともに、会津産再生可能エネルギーの地産地消、自立分散型電源の確立と、エネルギーマネジメント普及などの効率的なエネルギー利用を推進すること、会津地域の課題解決に貢献する活動を行うことで、将来にわたって持続力と回復力のある力強い会津地域社会と、安心して暮らすことのできるまちづくりを実現することを目的とした企業、団体及び再生可能エネルギー利用者で構成される枠組をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表1に掲げる対象者で、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 法人（国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人を除く。）であること。
- (2) 会津エネルギーアライアンスに加盟又は加盟申請していること。ただし、補助金交付申請時において、加盟申請中である申請者は、交付決定までの間に加盟していること。
- (3) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (4) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

(5) 次の申立てがなされていないこと。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て

(6) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。

(7) 補助対象事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。

(8) 本市の市税を滞納していないこと。

(9) 市長が措置する指名停止期間中の者でないこと。

(10) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(11) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと及び法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

(12) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと。

(13) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。

(14) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、補助対象者が脱炭素先行地域で実施する別表1に掲げる事業とし、国要綱及び同表の条件を満たすものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2のとおりとする。ただし、補助金の交付を申請しようとする者（以下「補助金申請者」という。）が、この要綱以外の規定による国、県、本市及び本市以外の地方自治体の他の補助金等を補助対象経費の一部に充当しようとする場合は、当該補助金等の額を控除した額を補助対象経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象事業ごとに、それぞれ別表1に定める額とする。

（交付の申請）

第7条 規則第4条の規定による交付の申請は、交付申請書（第1号様式、オンサイトPPA事業を実施する場合は第1号様式の2）に別表3に定める関連書類を添えて、事業を実施する年度の12月28日（当該期日が会津若松市の休日を定める条例（平成元年会津若松市条例第40号）第1条に基づく休日に当たる場合は、その日以降の休日ではない日）までに、市長に提出して行うものとする。

（事前着手）

第8条 補助金申請者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。

2 前項の規定にかかわらず、補助申請者は、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業

を実施しようとする場合は、着手前に事前着手届出書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

- 3 前項の場合において、補助申請者は、交付決定を受けるまでの期間（交付決定がなされなかった場合も含む。）に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承した上で当該事業に着手するものとする。

（交付の決定等）

第9条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果について、交付決定指令書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する審査に際し、必要があると認めるときは、補助金申請者に対し、必要な報告若しくは書類の提出を求め、又は現地調査を行う等により、その内容に関し調査を行うことができる。この場合において、補助金申請者は、当該調査に協力しなければならない。

（申請内容の変更等）

第10条 規則第6条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 補助対象経費の総額の20%以内の増減
- (2) 別表1に掲げる各事業における区分ごとの配分額の20%以内の増減
- (3) その他補助の目的及び補助対象事業の能率に影響を及ぼさない範囲内で、事業計画の細部の変更をする場合

- 2 規則第6条第1項第1号の規定による変更の申請は、事業変更等承認申請書（第4号様式）により行うものとする。

- 3 規則第6条第1項第2号の規定による中止又は廃止の申請は、中止（廃止）承認申請書（第5号様式）により行うものとする。

- 4 前2項の申請に対する承認は、事業（変更・中止・廃止）承認通知書（第6号様式）により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

- 5 前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第11条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から30日を経過した日までに交付申請取下書（第7号様式）により行うものとする。

（事故報告）

第12条 補助金申請者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書（第8号様式）を市長に提出し、市長は、指示書（第9号様式）により必要な指示をするものとする。

（実績報告）

第13条 規則第13条の規定による実績報告は、補助対象事業の成果を記載した実績報告書（第10号様式）に別表4に定める関連書類を添えて、事業完了の日から2か月を経過した日又は補助事業を実施する年度の2月末日までに行わなければならない。

（補助金の額の確定等）

第14条 規則第14条の規定による通知は、確定通知書（第11号様式）により行うものとする。

（補助金の交付等）

第15条 補助対象事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、交付請求書（第12号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第16条 補助対象事業者は、この事業により整備又は取得した財産等について、法定耐用年数の期

間内において、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

(地元事業者の活用)

第17条 補助対象事業者は、設置又は改修工事若しくは設置後の維持管理又は改修等工事の施工にあたり、第三者に委託する場合には、可能な限り市内に本店又は営業所のある事業者に委託するよう努めなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第18条 補助対象事業者は、この要綱に定める補助により整備又は取得した財産等について、補助金等の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するときは、あらかじめ財産処分承認申請書(第13号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(立入検査等)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の検査等の結果、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備)

第20条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について第7条第6号で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

2 前項の書類は、市長から求めがあったときは、いつでも閲覧に供さなければならない。

(協力の要請)

第21条 市長は、補助対象事業者に対し、必要に応じて発電量、使用電力量等、補助に関連するデータの提供その他の協力を求めることができる。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、同日以後に交付の申請があった補助金について適用する。

別表1（第3条、第4条、及び第6条関係）

対象事業	対象者	条件等	補助率	補助上限額
LED照明導入に関する事業	自らが所有する事業所等においてLED照明を設置しようとする者	国実施要領別紙1の2ウ(イ)に定める交付要件及び市長が別に定める条件による。	補助対象経費の3分の2以内の額	5,000千円
電力可視化システム導入に関する事業	自らが所有する事業所等において電力可視化システムを設置しようとする者	国実施要領別紙1の2イ(ホ)に定める交付要件及び市長が別に定める条件による。	補助対象経費の3分の2以内の額	2,177千円
大規模電力需要施設の脱炭素化に関する事業	自らが所有する事業所等において、脱炭素に資する設備を設置又は改修しようとする者 ただし、事業所等において、太陽光発電設備を設置する場合にはオンサイトPPAによるものとし、オンサイトPPA事業については、当該事業を行おうとする者	国実施要領別紙1の2アからウに定める交付要件及び市長が別に定める条件による。	補助対象経費の3分の2以内の額	250,000千円

別表2（第5条関係）

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費及び保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産省及び国土交通省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 特許権使用料 (契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)

			<p>② 水道、光熱及び電力料 (事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)</p> <p>③ 機械経費 (事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費及び労務費を除く。))</p> <p>④ 負担金 (事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1.35万円/kWを上限とする。))</p>
(間接工事費)	共通仮設費		<p>事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。</p> <p>① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬及び移動に要する費用</p> <p>② 準備、後片付け、整地等に要する費用</p> <p>③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用</p> <p>④ 技術管理に要する費用</p> <p>⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用</p>
	現場管理費		<p>事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他必要な現場経費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	一般管理費		<p>事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費及び通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
付帯工事費	—		<p>本工事費に付随する直接必要な工事(交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。)に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
機械器具費	—		<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>
測量及び試験費	—		<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。なお、地方公共団体が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においては、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては、請負費又は委託料の費用をいう。</p>
設備費	設備費	—	<p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。</p>
業務費	業務費	—	<p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。なお、地方公共団体が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては、これに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては、請負費又は委託料の費用をいう</p> <p>PPA 契約により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。</p>
事務費	事務費	—	<p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。</p>

別表3（第7条関係）

関連書類	
1	設備を設置しようとする施設等の位置図
2	設備の設置予定場所がわかる図面
3	設備を設置する建物と設置予定箇所の写真
4	費用の総額及び明細が分かる見積書の写し
5	工程表の写し
6	設置する設備のカタログ、パンフレット等の写し（設備仕様が分かる書類）
7	誓約書
8	（補助対象者が設置する事業所の所有者でない場合）事業所の所有者の同意書
9	申請する年度を含む過去3年分の市税の納税証明書（申請者本人のもの（共有分を含む。）で、発行日が申請日より3月以内のもの）
10	（オンサイトPPA事業の場合）電力の需要家と契約する予定の内容がわかる書類
11	（オンサイトPPA事業の場合）補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであることがわかる書類
12	その他市長が必要と認める書類

別表4（第13条関係）

関連書類	
1	設備の設置に係る工事請負契約書の写し
2	設備の設置に係る領収書の写し（内訳の記載があるもの）又は費用の総額及び内訳のわかる書類
3	設備の保証書の写し
4	設備を設置した建物と設備の設置状況を示す配置図（設備の型番、設置数、設置位置、出力等を明示してあるもの）及び写真
5	設置した設備の写真
6	（オンサイトPPA事業の場合）太陽光発電設備の発電量の見込み及び自家消費の対象となる建物等の電力需要量の見込みが確認できる書類
7	（オンサイトPPA事業の場合）交付金相当額がサービス料又はリース料から控除されることの確認ができる書類
8	（オンサイトPPA事業の場合で、系統接続する場合）一般送配電事業者と系統連携していることがわかる書類の写し
9	（オンサイトPPA事業の場合で、交付申請時から変更があった場合）電力の需要家と契約を締結したことがわかる書類
10	その他市長が必要と認める書類